

○松本市中原^{よし}淑子育英基金奨学金給付規則

令和3年10月1日

規則第119号

改正 令和4年9月26日規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、故中原淑子氏からの寄附金を基に、教員を志す人材の育成を目的とした事業に充てるために設置された松本市中原淑子育英基金（以下「基金」という。）を財源とし、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する大学（法第91条に規定する専攻科及び別科並びに法第97条に規定する大学院を除く。）又は短期大学（以下「大学等」という。）に進学し、又は在学し、長野県内の法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部又は中学部（以下「小中学校等」という。）において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員（以下「教員」という。）として就業することを志す学生に対し、その学習活動等を奨励し、長野県の実業分野に貢献できる人材を育成するため、奨学金を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象及び要件)

第2条 奨学金は、次の各号に掲げる要件を備えている者に対して給付するものとする。

- (1) 大学等の卒業後、直ちに、教員として長野県内の小中学校等に就業する意思があること。
- (2) 申請者又は申請者と生計を一にする家族が、申請の日から起算して過去1年以上松本市内に住所を有すること。
- (3) 経済的な理由により修学困難と認められること。
- (4) 成績優秀かつ品行方正であり、修学意欲が認められること。

(給付の申請)

第3条 申請者は、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市中原淑子育英基金奨学金給付申請書（様式第1号）
- (2) 松本市中原淑子育英基金奨学金推薦書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の決定に当たり市長が必要と認める書類

(奨学生の決定)

第4条 市長は、教育委員会の意見を聞いて、奨学生の採否を決定したときは、松本市中原

淑子育英基金奨学生採否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 前項の規定により採用内定を受けた者は、市長が別に定める日までに、松本市中原淑子育英基金奨学金誓約書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 在学証明書

（2） 連帯保証人の印鑑登録証明書

（3） 松本市中原淑子育英基金奨学金振込口座届出書（様式第5号）

（採用内定の効力）

第5条 前条の規定により採用内定を受けた者が次の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、採用内定の効力を失うものとする。

（1） 採用内定を受けた日から1年以内に大学等に入学しないこと。

（2） 入学する大学等において、教育職員免許法に規定する免許状（以下「教員免許状」という。）の取得ができないこと。

（奨学生の定数）

第6条 市長が毎年度新たに決定する奨学生の定数は、10人以内とする。

（奨学金の給付額）

第7条 奨学金の給付額は、月額4万円とする。

（奨学金の給付期間）

第8条 奨学金の給付期間は、修学する大学等における正規の修業期間内とする。ただし、4年を限度とする。

（奨学金の給付時期）

第9条 奨学金は、毎年4月分から9月分までを6月に、10月分から翌年3月分までを12月に給付する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（修学状況の報告）

第10条 奨学生は、その修学状況について、毎年市長が定める日までに在学証明書及び成績証明書（奨学金の給付の初年度を除く。）を市長に提出することにより報告しなければならない。

（辞退）

第11条 奨学生は、奨学金の給付を辞退しようとするときは、松本市中原淑子育英基金奨学金辞退届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（異動等の届出）

第12条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに松本市中原淑子育英基金奨学金異動届（様式第7号）により市長へ申し出るものとする。

- （1） 休学、復学、留年、転学又は退学したとき。
- （2） 除籍、停学その他の処分を受けたとき。
- （3） 奨学生又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき。

2 奨学生が死亡し、又は奨学生であった者が返還を求められた奨学金の全部を返還する前に死亡したときは、その連帯保証人は直ちに、松本市中原淑子育英基金奨学金奨学生死亡届（様式第8号）に戸籍抄本を添えて市長に届け出なければならない。

3 連帯保証人が死亡し、又は適格でなくなったときは、奨学生は、新たに連帯保証人を定め、松本市中原淑子育英基金奨学金連帯保証人変更届（様式第9号）に必要書類を添えて直ちに市長に届け出なければならない。

（奨学金の給付の停止及び廃止）

第13条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は廃止する。

- （1） 大学等を休学、留年又は退学したとき。
- （2） 大学等において成績又は素行が不良であるとき。
- （3） その他この規則に違反し、又は市長が奨学生として適当でないと認めたとき。

2 市長は、奨学金の給付を停止された奨学生が、当該停止となった事由に該当しなくなったと認めるときは、奨学金の給付を再開するものとする。

（就業の報告）

第14条 奨学生（第11条の規定により奨学金の給付を辞退した者及び前条の規定により奨学金の給付を廃止された者を除く。）は、大学等の卒業後における就業の状況について、市長が別に定める日までに、松本市中原淑子育英基金奨学金在職証明書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 教員免許状の写し
- （2） 大学等を卒業したことを証する書類
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（奨学金の返還）

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付を受けた奨学金の全部を直ちに返還しなければならない。

- （1） 第11条の規定により奨学金の給付を辞退したとき。

- (2) 第13条の規定により奨学金の給付を廃止されたとき。
 - (3) 大学等の卒業後直ちに、長野県内の小中学校等において教員として就業しないとき。
 - (4) 正当な理由なく、所定の手続きを行わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により奨学金を返還させるときは、松本市中原淑子育英基金奨学金返還通知書（様式第11号）により奨学生及び連帯保証人に通知する。
- 3 奨学金の返還は、返還事由の生じた日の属する月の翌々月末までに一括してこれを行わなければならない。ただし、松本市中原淑子育英基金奨学金返還計画書（様式第12号）を提出したときは、給付を受けた期間と同期間を上限に月賦による分割返還ができる。
- 4 前項ただし書の規定により奨学金を分割返還する場合、口座振替により、返還事由の生じた日の属する月の翌々月から起算して、給付を受けた期間と同じ期間内に完了しなければならない。

（返還の猶予）

第16条 市長は、奨学金返還対象者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、前条の規定にかかわらず、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 教員の専修免許状又は一種免許状の取得を目的として法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）に在学し、その修了後は直ちに長野県内の小中学校等の教員として就業する意思を持つ者
 - (2) 災害その他やむを得ない事情があると認められる者
- 2 前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、松本市中原淑子育英基金奨学金返還猶予申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当する者 在学証明書その他市長が必要と認める書類
 - (2) 前項第2号に該当する者 災証明書、診断書その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その適否を審査し、返還猶予を決定したときは、松本市中原淑子育英基金奨学金返還猶予決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により返還猶予の通知を受けた者が当該猶予の理由となった事項に該当しなくなったときは、その旨を市長に申し出た上、直ちに奨学金を返還しなければならない。

（返還の免除）

第17条 市長は、奨学金返還対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返

還を免除することができる。

- (1) 前条第1項第1号の規定により返還の猶予を受けていた者が、その卒業後直ちに長野県内の小中学校等において教員として勤務するとき。
- (2) 心身の著しい障害により労働能力を喪失し、又は死亡したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、松本市中原淑子育英基金奨学金返還免除申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当する者 松本市中原淑子育英基金奨学金在職証明書（様式第10号）、教員免許状の写し、大学院を修了したことを証する書類その他市長が必要と認める書類
- (2) 前項第2号に該当する者 医師の診断書、松本市中原淑子育英基金奨学金奨学生死亡届（様式第8号）、戸籍抄本その他市長が必要と認める書類
- (3) 前項第3号に該当する者 市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その適否を審査し、返還免除を決定したときは、松本市中原淑子育英基金奨学金返還免除決定通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

（返還完了通知）

第18条 市長は、奨学金返還対象者が奨学金の返還を完了したときは、松本市中原淑子育英基金奨学金返還完了通知書（様式第17号）により、奨学金返還対象者及び連帯保証人に通知するものとする。

（委任）

第19条 基金の管理に関する事項は、教育委員会に委任するものとする。ただし、基金の処分に関する事項はこの限りでない。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行し、令和4年4月1日以後に大学等に進学し、又は在学しようとする者に係る奨学金から適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金給付申請書

（宛先）松本市長

ふりがな		ふりがな			
申請者 （本人）氏名		保護者氏名 （父母等）			
生年月日		生年月日			
申請者住所	〒 電話 （ ）				
本籍					
高等学校等名	学校 科				
大学等名 （進学希望校を 含む。）	国立 } 大学 学部 コース・ 公立 } 科・課程 私立 } （修学年数 年） ※大学進学前の場合は申請時点の進学希望校を記入してください。申請後に変更があっても構いません。				
同一生計世帯の 状況	続柄	氏 名	生 年 月 日	住居	就学先、勤務先等（別居につ いては、住所も記載）
				同・別	
				同・別	
				同・別	
				同・別	
				同・別	
				同・別	
特記事項	※ご家庭の状況等で何かございましたら、お書きください。				

私は、松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則による奨学金の給付を受けたいので、上記のとおり申請します。 私は、この奨学金が大学等の卒業後直ちに長野県内の小中学校等において教員として就業することを条件に給付されるもので、これに該当しない場合又は規則により奨学金の給付を廃止された場合には、給付を受けた奨学金を全額返還します。

なお、奨学生の決定に当たり、市長が、私及び私と生計を一にする者全員の住民基本台帳及び課税台帳について、関係機関に確認することに同意します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

志 望 理 由 書

松本市中原淑子育英基金奨学金の給付を申請するに当たって、修学に対するあなたの思いを書いてください。また、長野県の教員として、学校のみならず、地域社会に貢献しようとする意志等についても触れながら、あなたが目指す教員像について記述してください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- 注意 1 黒のボールペンで記入してください。
- 2 申請者本人が作成したものに限りです。
- 3 用紙が不足する場合は、当様式を A4 サイズで再度印刷し付け加えてください。

奨学生身元保証者（連帯保証人に関する事項）

私は、申請者が、松本市中原淑子育英基金奨学金の給付の趣旨に則り学業に精励し、大学等の卒業後は直ちに、長野県内の小中学校等において教員として就業する意思を持つ者であることを保証します。

なお、申請者が奨学金の給付を受けたにもかかわらず大学等を卒業後直ちに長野県内の小中学校等において教員として就業しないとき又は規則により奨学金の給付を廃止されたとき等、給付を受けた奨学金の返還事由が生じた場合は、当該奨学金の返還について、申請者の連帯保証人になることを承諾します。

また、奨学生の決定に当たり、市長が、私の住民基本台帳及び課税台帳について関係機関に確認することに同意します。

氏名	実印	生年月日	年	月	日
〒	電話	()			
住所					
勤務先		申請者との続柄			

様式第2号（第3条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金推薦書

年 月 日

（宛先）松本市長

学 校 名

所 在 地

学校長氏名 _____ 

本校生徒・学生 _____ は、松本市中原淑子育英基金奨学金の申請要件を満たしており、学業・人物ともに優れているので責任を持って推薦します。

記

推薦理由

1 推薦理由について「学業」「人物・生活状況」「課外活動」「その他特記すべき事項」の観点から記入してください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2 長野県において教員となる「強い志望と意欲」「資質・能力」を有していることについて、本人をどう評価しますか。

.....

.....

.....

.....

3 成績順位

人中 位（出願時点で最新の学年成績順位）

※ 学校所定の様式による成績証明書を添付してください。

様式第3号（第4条関係）

指令第 号
年 月 日

様

松本市長



松本市中原淑子育英基金奨学生採否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松本市中原淑子育英基金奨学金の給付について下記のとおり決定したので、松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則第4条の規定により通知します。

記

1 採用

(1) 奨学生番号

(2) 給付額 月額 40,000円

(3) 給付期間 年 月 ～ 年 月まで

(4) その他

ア 年 月 日までに松本市中原淑子育英基金奨学金誓約書（様式第4号）を提出してください。期限までに提出がない場合は、採用を取り消すことがあります。

イ 年度松本市中原淑子育英基金奨学金の給付に係る書類の提出に関しては、別紙を参照してください。

ウ 毎年度更新手続きをしてください。

2 不採用

理由

様式第4号（第4条関係）
松本市中原淑子育英基金奨学金誓約書

松本市中原淑子育英基金奨学金の給付を受けるに当たっては、松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則及びその他指示の事項を堅く守るとともに、奨学金給付の趣旨に則り学業に精励します。また、大学等の卒業後は直ちに、長野県内の小中学校等において教員として就業する意思を有していることを誓約します。 なお、大学等の卒業後直ちに長野県内の小中学校等において教員として勤務せず、又はその他規則により奨学金の返還事由に該当した場合は、当該奨学金の返還について誠実にその債務を履行します。 年 月 日 (宛先) 松本市長	
奨学生本人	氏 名 住 所 電 話 ()
連帯保証人	私は、松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則を熟読し、奨学金の返還規定について理解しました。 奨学生が大学等の卒業後直ちに長野県内の小中学校等において教員として勤務せず、又はその他規則により奨学金の返還事由に該当した場合は、奨学生の連帯保証人として奨学金の返還債務を遅滞なく履行することを誓約します。 氏 名 実印 住 所 電話 () 職 業 奨学生との続柄

- 【添付書類】
- (1) 大学等所定の様式による在学証明書
 - (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
 - (3) 奨学金振込口座届出書（様式第5号）

様式第 5 号（第 4 条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金振込口座届出書

年 月 日

（宛先）松本市長

奨学生番号 _____

奨学生氏名 _____

住 所 _____

電 話 _____

松本市中原淑子育英基金奨学金の 年 月から 年 月分を下記口座に振り込んでください。

振込先 金融機関		銀行 農協 金庫				支 店 支 所 出張所			
	金融機関 コード					支店 コード			
	口座番号								
	フリガナ								
	口座名義人								

※口座名義人は奨学生と同一としてください。

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金辞退届

年 月 日

(宛先) 松本市長

奨学生番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

私は、松本市中原淑子育英基金奨学金の給付を辞退したいので届け出ます。なお、これまでに給付を受けた奨学金は、松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則第 1 5 条の規定に従い、遅滞なく返還することを誓約します。

在学大学等名	
辞退日	年 月 日
辞退の理由	
給付を受けた期間	年 月 日 ～ 年 月 日
給付を受けた金額	円

※これまでに給付を受けた奨学金がある場合は、返還事由が生じた日の属する月の翌々月末までに、一括してその全額を返還してください。月賦による分割返還を希望する場合は、返還計画書（様式第 1 2 号）も併せて提出してください。

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金異動届

年 月 日

（宛先）松本市長

奨学生番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

下記のとおり異動がありました。

異動があった者の 氏名	
異動内容	
異動年月日	年 月 日
備考	

※異動の内容を証する書類を添付してください。

様式第8号（第12条、第17条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金奨学生死亡届

年 月 日

（宛先）松本市長

連帯保証人 氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電 話 _____

下記のとおり戸籍抄本を添えて届け出ます。

- 1 奨学生番号
- 2 奨学生の氏名
- 3 奨学生の住所
- 4 死亡年月日
- 5 在学又は出身大学等名

様式第9号（第12条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金連帯保証人変更届

年 月 日

（宛先）松本市長

奨学生	奨学生番号	_____
	氏名	_____
	電話	_____
新連帯保証人	氏名	_____実印
	住所	_____
	電話	_____

_____年_____月_____日提出の連帯保証人_____は、下記のとおり変更します。今後、奨学生本人が奨学金の返還をしないときは、新連帯保証人が一切の責任を負い、奨学金の返還債務を遅滞なく履行することを誓約します。

記

	旧連帯保証人	新連帯保証人
氏名		
住所		
奨学生との続柄		
連帯保証人変更の理由		

※新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第10号（第14条、第17条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金在職証明書

年 月 日

（宛先）松本市長

奨学生番号 _____

氏 名 _____

住 所 _____

頭書の者は、下記のとおり本校の教育職員であることを証明する。

年 月 日

学 校 名 _____

学校長氏名 _____ 職印

所 在 地 _____

電 話 _____

記

1 在職期間

自 年 月 日

2 職名

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

松 本 市 長 印

松本市中原淑子育英基金奨学金返還通知書

下記のとおり奨学金を返還すべき事由が生じたので、松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則第 1 5 条の規定に基づき、奨学金を返還するよう通知します。

奨学生番号	—
奨学生氏名	
奨学生に係る 大学等の名称	
返還すべき事由	
給付期間	年 月 から 年 月 まで
既給付額	円（月額 4 万円× か月）

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金返還計画書

松本市中原淑子育英基金奨学金の奨学生として私が給付を受けた下記の金額について、
月賦で返還したいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

（宛先）松本市長

奨学生番号 _____
氏 名 _____
住 所 _____

本 籍 _____
電 話 _____

返還総額	円
返還期間	年 月 から 年 月 まで
一月当たり返還額	円
返還回数	回

私は、上記奨学生の松本市中原淑子育英基金奨学金の返還債務について、奨学生本人が
奨学金の返還をしないときは、連帯保証人として一切の責任を負い、奨学金の返還債務を
遅滞なく履行することを誓約します。また、奨学金の返還に当たり、市長が、私の住民基
本台帳及び課税台帳について関係機関に確認することに同意します。

連帯保証人 住 所 _____
（続柄： ） _____
氏 名 _____ 実印
電 話 _____

【添付書類】

- (1) 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得課税証明書
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 奨学生及び連帯保証人の住民票の写し（松本市に住民登録がないとき）

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金返還猶予申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

本 人 奨学生番号_____

氏 名_____

住 所_____

電 話_____

連帯保証人 氏 名_____

住 所_____

電 話_____

下記のとおり奨学金返還の猶予を希望し、関係書類を添えて申請します。

記

返還猶予希望額	円（月 4 0 , 0 0 0 円× か月）
返還猶予希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日 まで
返還猶予希望理由	

様式第 1 4 号（第 1 6 条関係）

指令第 号

松本市中原淑子育英基金奨学金返還猶予決定通知書

本 人 奨学生番号 —
氏 名
住 所

連帯保証人 氏 名
住 所

年 月 日付けで申請のありました奨学金の返還猶予について、松本市中
原淑子育英基金奨学金給付規則第 1 6 条の規定に基づき、下記のとおり履行猶予を決定し
たので通知します。

年 月 日

松本市長 印

記

返還猶予金額	円
返還猶予期間	年 月 日 ～ 年 月 日 まで

- (1) 返還猶予期間中に修学状況等の異動があったとき又は返還猶予の理由となった事項
に該当しなくなったときは、速やかにその旨を市長に申し出てください。
- (2) 返還猶予期間終了後に、再度書類手続きを行ってください。

様式第 1 5 号（第 1 7 条関係）

松本市中原淑子育英基金奨学金返還免除申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

本 人 奨学生番号_____

氏 名_____

住 所_____

電 話_____

連帯保証人 氏 名_____

住 所_____

電 話_____

下記のとおり奨学金の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

給付を受けた金額	円（うち返還未済額 円）
免除申請額	円
返還免除申請理由	

様式第 1 6 号（第 1 7 条関係）

指令第 号

松本市中原淑子育英基金奨学金返還免除決定通知書

本 人 奨学生番号 —
氏 名
住 所

連帯保証人 氏 名
住 所

年 月 日付けで申請のありました奨学金の返還免除について、松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則第 1 7 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり返還免除を決定したので通知します。
年 月 日

松本市長 

記

奨学金給付総額	円
返還未済額	
免除決定額	
返還免除の該当規定	松本市中原淑子育英基金奨学金給付規則第 1 7 条第 1 項第 号
返還免除の理由	

様式第 1 7 号（第 1 8 条関係）

第 号

松本市中原淑子育英基金奨学金返還完了通知書

本 人 奨学生番号 —
氏 名
住 所

連帯保証人 氏 名
住 所

下記のとおり、松本市中原淑子育英基金奨学金の返還を完了されましたので、通知します。
年 月 日

松本市長 印

記

給付総額	
返還金額	
返還開始日	年 月 日
返還終了日	年 月 日

様式第1号（第3条関係）
様式第2号（第3条関係）
様式第3号（第4条関係）
様式第4号（第4条関係）
様式第5号（第4条関係）
様式第6号（第11条関係）
様式第7号（第12条関係）
様式第8号（第12条、第17条関係）
様式第9号（第12条関係）
様式第10号（第14条、第17条関係）
様式第11号（第15条関係）
様式第12号（第15条関係）
様式第13号（第16条関係）
様式第14号（第16条関係）
様式第15号（第17条関係）
様式第16号（第17条関係）
様式第17号（第18条関係）